

# 「農業資材高騰対応応援給付金」「事業者等原油価格・物価高騰対策支援金」 申請はお済みですか？申請期限は2月28日まで！

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が続く中、原油価格・物価の高騰により更なる経済的な影響を受けている農家・事業者の皆さまを支援します。

なお、両方の給付金・支援金の対象となる方は、「農業資材高騰対応応援給付金」のみの給付となります。「事業者等原油価格・物価高騰対策支援金」の申請はできませんのでご注意ください。

## 農業資材高騰対応応援給付金

交付額：5万円

**対象者** 令和3年分の農業収入の申告をした個人、または給付金申請日直前の事業年度における農業収入を含む法人税等の申告をした法人で、次に該当する者

個人：交付申請時において町内に住所を有し、営農している者

法人：交付申請時において町内に主たる事務所を有し、営農している法人

**対象外となる者** 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号の暴力団もしくは同条第6号の暴力団員または暴力団の統制の下にある者

**申請方法** 次の必要書類を申請先まで郵送またはご持参ください。

- ①応援給付金交付申請書兼請求書
- ②誓約書
- ③振込口座の内容がわかる通帳等の写し（フリガナ・口座番号の記載されたページ）
- ④農業収入のあることがわかる書類（いずれか1つ）

個人：令和3年分所得税青色申告決算書（農業所得用）の控えの写し、または令和3年分収支内訳書（農業所得用）の控えの写し

法人：給付金の交付申請日の直前の事業年度における法人税申告書の控えの写し

**申請期限** 2月28日（火）まで（郵送の場合は締切日必着）

**申請先・問合せ** 農業政策課 ☎029-288-3111（内線252）

詳細はこちら▶



## 事業者等原油価格・物価高騰対策支援金

交付額：5万円

**対象者** 町内に事業所を有し、事業を営む個人または法人で、事業を継続する意思のある者

**対象外となる者** 次のいずれかに該当する場合は本支援金の対象外となります。

- ・農業収入のある個人または農業法人（上記の農業資材高騰対応応援給付金の対象となります）
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業または同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者
- ・政治団体 ・宗教上の組織または団体
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号の暴力団もしくは同条第6号の暴力団員または暴力団の統制の下にある者

**申請方法** 次の必要書類を申請先まで郵送またはご持参ください。

- ①支援金交付申請書兼請求書
- ②誓約書
- ③町内に事業所等があることがわかる書類（いずれか1つ）

・確定申告書の控えの写し

個人：令和3年分の確定申告書の控えの写し

法人：支援金の交付申請日の直前の事業年度における法人税申告書の控えの写し

・営業許可証の写し等

**申請期限** 2月28日（火）まで（郵送の場合は締切日必着）

**申請先・問合せ** まちづくり戦略課 ☎029-288-3111（内線220）

詳細はこちら▶

